

Title	スウェーデン統治組織法の改正(二〇一〇年)について
Sub Title	2010 amendments of the form of government, 1974 (Sweden)
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.11 (2012. 11) ,p.89- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121128-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スウェーデン統治組織法の改正(二〇一〇年)について

坂 田 仁

- 序
- 一 今回の改正について
- 二 統治組織法の用語について
- 三 司法と行政の分離と司法の独立について
- 四 コミュニンについて
- 五 議会オンブズマンについて
- 結語

序

筆者は、平成六年（一九九四年）に統治組織法の試訳を法学研究に発表している。^①一昨年（二〇一〇年）同法は大

幅な改正を受け、二〇一一年一月一日に改正法が施行された。今回の投稿は、前回の動機が議会オンブズマンの来日にあつたのに対して、今回はそのような出来事ではなく、筆者が常磐大学大学院の紀要（人間科学論究）^②にスウェーデンのオンブズマン制度に関する紹介論文を掲載し、続いて、オンブズマン制度創設二〇〇年記念論文集の紹介^③を行ったことと関係している。特に、オンブズマン制度が一部改正を受けたことと^④、今回の統治組織法改正が比較的大きい改正であつたことが大きい動機になっている。

以下、今回の改正について若干の指摘をし、併せて、今回の改正法について国立国会図書館政治議会課憲法室（山

岡規雄⁽⁵⁾が早々と翻訳を行い、本年一月にその全訳に解説をつけて公表している⁽⁵⁾ので、これについて結語の中で若干の感想を付け加えたい。

なお、論文の引用に当たり、著者氏名の敬称を省略したことをおゆるしいただきたい。

一 今回の改正について

統治組織法の原語は Regeringsformen⁽⁶⁾である。ここには法を表す lag の語がない。直訳は、統治あるいは政府の形式である。Regeringsformen という語は古くから使用されており、その最初の一六三四年に制定されたもの⁽⁷⁾である。これ以降スウェーデンの統治体制の法律的基础を形成するものとして、この語が現在まで用いられている。しかし、当初は現在と異なり、政府（国王）の権限に規定が集中しており、議会に関する規定はその後半に含まれていた⁽⁸⁾。そして、議会については別に議会法が存在し、この原語は Riksdagsordning⁽⁹⁾で、かつては身分制議会の構成その他について定めていた。この最初の一六一七年に制定されている。

現在の制度に連続する統治組織法が制定されたのは、一

八〇九年⁽¹⁰⁾で、その内容は、モンテスキューの影響下に国権を行政、司法、立法の三権に財政権と統制権を付加した五権により構成されるものとしていた⁽¹¹⁾。一七七四年の改正統治組織法は、ちょうど前国王の崩御と現国王の即位に合わせたように制定され、一七五五年一月一日より施行された。そして、二〇〇四年統治組織法が三〇年に達した機会にその全面的な再検討が提議され、一七五五年以降の部分改正の上に立ち、国内的及び国際的な変化に対応する改正作業が行われ、今回の改正に至った。

二〇〇四年の政府指示⁽¹²⁾によると、改正の目的はスウェーデンにおける国民支配を強化し、深化することに基本目標を置いて、民主主義の機能に対する国民の信頼を増大することとされている⁽¹³⁾。

これを前提に、基本法調査会⁽¹⁴⁾は、選挙制度、議会と政府の関係、政府の成立を規制する規則、国民（住民）投票制度、法律審査システム、高級公務員任命手続の透明性、コミューンのあり方（選挙制度、住民投票、国とコミューンの関係等）及び国民の権利と自由の検討を委託された⁽¹⁵⁾。ただ、統治組織法の第一章に規定されている国家体制の基礎については、王制の維持を含めて検討の対象から除かれている⁽¹⁶⁾。

特に、コミュニケーションの問題に関しては、伝統的なコミュニケーション自治の原理から、国とコミュニケーションの関係の調整という大きい問題があり、これに関する責任委員会の検討結果の参照が指示されている。⁽¹⁷⁾

基本法調査会の答申は二〇〇八年に提出され、選挙制度、国民(住民)投票、政府と議会の関係、裁判所と行政、国民の自由と権利、国際的問題、その他の改正問題(コミュニケーション、規則制定権、公務員任命の国籍要件、公訴と責任免除及び議院の公開を含む議会の諸問題)について検討結果と法律草案とが提出された。そして、スウェーデンの慣例であるレミス手続を経て政府の法律案が二〇〇九年に議会に提出され、二〇一〇年の議会で成立した。改正法は二〇一一年一月一日に施行された。⁽¹⁸⁾

法律案の内容をその章別からみると、選挙システム、国民投票、政府と議会との関係、裁判所と行政、国民の権利と自由、国際的問題及びその他の改正提案(コミュニケーション、規範制定権の規制、財政権、一部公務員任命の国籍要件及び議院の公開)の各領域にわたって、基本法調査会の答申内容とほぼ同じ領域について法律案が作成されている。即ち、二章、三章、八ないし十一章を全面改正し、新たに一四章を加え、一二章と一三章を一三章と一五章に変更す

る。そして、四章ないし七章に大幅な改正と条文の入替えを行うというものである。⁽²⁰⁾これにより、章別は次のように改まった。第一章、国家形態の基礎/第二章、基本的自由及び基本的権利/第三章、議会/第四章、議会の職務/第五章、国家元首/第六章、政府/第七章、政府の職務/第八章、法律及びその他の法規/第九章、財政権/第一〇章、国際関係/第十一章、司法/第十二章、行政/第十三章、統制権/第十四章、コミュニケーション/第十五章、戦争及び臨戦状態。

このように改正は包括的なものであり、スウェーデン法曹雑誌の記事によると改正点は、議会における総選挙後の総理大臣に対する必要的信任投票、憲法委員会の調査事務における文書利用の範囲の拡大、法令審査の明白性原理の削除、裁判所の地位の独立、公共による侵害からの個人の権利及び自由(特にプライバシー)の保全の明確化、財産の収用に対する完全な補償、性的傾向に対する差別を含む差別に対する基本的保全、研究の自由の保全、正しく、迅速な訴訟の保全、コミュニケーションとラングティングに関する章の新設、及び、コミュニケーション自治の制限が必要な範囲を超えてはならないとする均衡原理の採用をあげている。⁽²¹⁾

これら改正点の全部の紹介は筆者の手に余るので、今回

の改正によって章の数が、一九七四年の改正以来一三であったものが一五に増加したことに注目して、新たに追加された、コミュニケーションに関する一四章と従来司法及び行政と一つの章にまとめられていた司法と行政とがそれぞれ独立して一章「司法」、二章「行政」となったことを取り上げ、更に統治組織法の用語について述べたい。

二 統治組織法の用語について

統治組織法の文言に関して政府提出法律案は、特に一章⁽²²⁾を設けて、その現代化について述べている。これまでの統治組織法の改正の流れの中で、その文言を明確な誰にでも理解しやすいものに替えることは既定の事実であるとし、性的に中性の語を使用し、各規定にそれぞれ小見出しをつけることを明らかにしている。司法と行政を二つの章に分離したこともこの一環であるとされている。⁽²⁴⁾

具体的には、人称代名詞の使用にあたり、男女を分けて、han och hon (彼及び彼女) という表現が用いられ、従来の法律に見られた否定の副詞、inte や ej が消えて、ite に統一されている。また、かなり以前より控訴 (Vad)、上告 (Revision)、Besvär (異議申立) などの語

は överklagande (上訴) に一本化されており、用語の現代語化と容易化とが進んでいる。すべての公文書において、単純未来を示す助動詞の現在形 skal が二〇〇七年より ska に書き換えられていることも、そのひとつであろう。⁽²⁵⁾

これらの他に、スウェーデン語では法規則を表現する用語が多様であり、規則の作成を表す動詞として、meddela (制定する)、föreskriva (定める)、bestämma (規定する)、stadga (法定する)、stifta (立法する) などが用いられている。そして、完成した規則については、grundlag (基本法)、föreskrift (法規)、författning (法令)、lag (法律)、förföring (政令) などが用いられている (カッコ内は筆者の訳語)。これらの語は、文脈により使い分けられているので、翻訳では注意が必要である。勿論、同一のスウェーデン語の語彙は、日本語の語彙でも同一の訳語を使用することが望ましいことは言うまでもない。

三 司法と行政の分離と司法の独立について

スウェーデンにおいては伝統的に司法と行政とは一体のものとして捉えられてきた。その明確な表現は、司法及び行政の最高位の長は国王であり、国王においてこの二個の作用

は統合されていた。制定当初の統治組織法では、一七条に「国王の裁判権は、国王の指名する法律の知識のある二人の者に委託される。……彼らは Justitieråd とよばれ、国王の最高裁判所 (Högsta domstolen) を構成する。」と一八条に「この最高裁判所には、確定した判決を国王が破棄し又は満了した期間を回復する申請を取上げ、裁判する権限が与えられる。」と、そして二三条に「最高裁判所の決定はすべて、国王の名前で、国王の署名又は印章を付して宣告される。」と規定されていた。⁽²⁶⁾後に一九〇九年の改正で、一八条には「法令により、国王の下でその省 (Departement) において終結する異議申立を審理し及び裁判する国王の権利は、国王及び議会が本法八七条一項により共同して立法する特別法に規定するところに従い、国王の指名する七人以上の者に委託される。……彼らは、Regeringsråd とよばれ、国王の行政最高裁判所 (Regeringsrätten) を構成する。」という規定が置かれ、そのとき、二三条が「最高裁判所及び行政最高裁判所の決定はすべて、国王の名前で、国王の署名又は印章を付して宣告される。」と変更された。⁽²⁷⁾

このように、行政と司法は密接な関係にあった。一八〇九年の統治組織法制定以降、司法と行政とは徐々に分離さ

れているが、スウェーデンの行政と司法が統治組織法上分離されることはなかった。萩原金美によれば、司法と行政とを分離しようとする提案は、強い批判を受け、「新憲法 (統治組織法) の制定に当たって司法と行政に実質的定義を与えることは重要でないと考えられた。」⁽²⁸⁾従って、統治組織法 (この場合は一九七四年制定) は、「十一章において両者を同一の章下に規定するに至ったのである。」⁽²⁹⁾ここで見ておく必要のあることはスウェーデン行政の特質といわれるものである。その基本は、大臣責任制の不存在である。「スウェーデンでは、省 (Departement) と行政 (Förvalting) の機能が分断され、省は……、主として政策の計画・形成を担当」し、「個別的な法の執行・行政は中央行政庁 (centrala ämbetsverk) その他の行政機関の権限に属する。……大臣は省の所管事項に関して行政機関に対する具体的な指揮監督権を有せず、行政機関は独立して行政を行う反面、これに関する責任はすべて行政機関が負」⁽³⁰⁾うのである。こうして行政が政治からの強い独立性を維持していることが際立った特徴となっている。

しかし、一九〇九年の改正において行政の領域における司法的な機能が新たな裁判所を形成したように、徐々に変化が生じ、また一九九四年の欧州連合条約への加盟によつ

て欧州裁判所の解釈が加盟各国に国内的影響を及ぼすようになり、また、一九九五年一月一日より欧州人権条約が国内法としても効力をもつようになつて、裁判所の審理における同条約の重要性が増したことにより、司法と行政との基本法上の分離の必要性が増大したとされる。⁽³³⁾ただ、改正前の基本法に実質的な変更が加えられるのではなく、司法裁判所と行政裁判所の複線的システムは維持され、基本法上スウェーデン行政の伝統的な政治的中立性、独立性、重要性はそのまま維持することが強調されている。⁽³⁴⁾これに伴い行政裁判所の名称が変更を受けている。⁽³⁵⁾

以上に関連して、規範統制 (Normkontroll)⁽³⁶⁾について述べたい。日本においても、一般的に規則には上下の関係がある。憲法は法律より上位に位置し、法律は政令より上位に位置する。同様に、スウェーデンでも基本法 (Grundlag)・法律 (Lag) 及び政令 (Förordning) という統治組織法に根拠のある法規の他に、各行政公務所の制定する法規 (Myndighetsföreskrift) 及びコミュニケーションの規則 (Kommunal föreskrift, Ordning など) がある。⁽³⁷⁾これら全体は一般的に法規 (Föreskrift) と表現されている。特に、基本的自由及び権利の保全を強化するためにこれらの法規の適法性を審査する制度が必要とされる。更に、EU加盟

以後スウェーデン法と欧州法の衝突という事態が現実化している。その重要なポイントの一つが欧州人権条約との整合性である。⁽³⁹⁾しかも欧州裁判所が国内の裁判所よりも上位に位置するかという問題も生じる。これらの規則間の衝突の解決のため、規則の制定の前後に規範審査 (Normprövning) のシステムが必要となる。そのための制度として、立法顧問院 (Lagråd) を事前審査機関とし、裁判所、行政公務所及びその他の公的機関を事後審査機関とすることを政府は提案している。⁽⁴¹⁾

事前審査についてスウェーデンは一七三四年の王国法典⁽⁴²⁾以来の長い伝統を有している。一七三四年法が成立したとき、その制定文にはこの法典に取入れるべき法律の選択基準が設定されており、そのポイントは政治及び経済に関する法律は法典には取入れないということであった。⁽⁴³⁾現に現在出版されている王国法典 (Sveriges Rikes Lag) によつて統治組織法等の基本法は別頁をとつて収録されている。この基準の適用は、一八〇九年の統治組織法では最高裁判所の職務とされていた。即ち、一般民法、刑法及び教会法 (allmän Civil- och Criminal- samt Kyrko-lag) の制定及び改廃は、国王も議会とともに、片方の同意がなければ不可能 (共同立法)⁽⁴⁴⁾で、この際、議会の提案について、国王

は自らの決定の前に国務大臣と最高裁判所の意見を聴取することが規定されていた。この方法は、一九〇九年の統治組織法の改正で、立法顧問院 (Lagrådet) が設置されたことにより廃止された。立法顧問院は、同法二一条に規定され、国王の提案する法令の立法、廃止、改正又は説明について意見を提出することを職務とし、三人の最高裁判所判事と一人の法曹資格のある行政最高裁判所判事の四人で構成された。⁽⁴⁵⁾

今回の改正前の統治組織法の規定によると、立法顧問院は原則として最高裁判所判事及び行政最高裁判所判事（ともに定年退職後の者を含む）で構成される。立法顧問院の意見は、政府法律案又は、議会法に示されるところに従い議会の委員会法律案について取得される。そして、立法顧問院の審査は、

一、法律案が基本法及び法秩序とどのような関係に立っているか。

二、法律案の規定が相互にどのような関係に立っているか。

三、法律案が法的安定性の要請とどのような関係に立っているか。

四、法律案が、その法律の目標とするところを充足でき

るように構成されているか。

五、その適用の際に生じ得る問題は何か。

を明らかにすることを目的としていた。しかし、意見取得が必須なのは、基本法その他個人又は公共の観点から重要な法律の法律案に限定される。⁽⁴⁷⁾ これがいわゆる「重要性原理」⁽⁴⁸⁾である。その理由は、義務的審査は、議会主義に対する介入の意味合いをもつことと実務的に最高裁判所判事及び行政最高裁判所判事の本来の裁判事務の実行を妨げないことの二点であった。⁽⁴⁹⁾

法令の事後審査については、前統治組織法は、一章一四条に「裁判所又はその他の公的機関はある規定が基本法又はその他の上位の法令の規定に違反すること、又は制定された手続が本質的部分でその制定の際に無視されていたことを認めた場合には、その規定を適用しないことができる。国会又は政府が規定を決定した場合、その適用は、過誤が明白な場合にのみこれを行わないことができる。」と規定していた。ここで行われるのは具体的規範審査であり、ある法令を一般的に妥当しないという判断（抽象的規範審査）⁽⁵⁰⁾はできない。これはドイツなどと異なるところである。事後審査は、具体的な事例について、既に施行されている法規について行われる。従ってその拘束力は当事者以外に

は及ばない。妥当しないとされた法規がその判断によって完全に意味を失うのではない。

立法顧問院の法令審査と異なり、事後審査は比較的新しい制度で、司法及び行政機関の活動の中で生成されてきたものである。問題の発生は、公務員の意に反する転勤であった。これが当時の統治組織法三六条に違反するとして訴訟になったのである。これらの事件で裁判所の違法とする判決が相次ぎ、事後審査は裁判所の判例として確立したが、その法制化は、いわゆる共同立法 (Santallid lagstiftning)⁽⁵²⁾ に関わるものであったため解決できず、その後長い論争が続いた。次いで、一九七三年に国民の自由及び権利の基本法による保障の強化と拡大が問題になった際、法律審査も併せて取上げられ、その拡大が提案された。これらが複雑な議論を経て一九八〇年の改正で上記の一章一四条の規定に結実した。議会は、法律制定の最高機関であり、議会のみが基本法を立法できる。従って、議会のみがある法規が基本法に適合しているかどうか審査することができ。ここから、「明白性要件は、憲法委員会の見解によれば、問題になっている規定の解釈の可能な余地の範囲内に右の規定がとどまる限りで、議会が基本法の法定するところを適用することが尊重されることを伴う。それ故、議会

の決定した法規の適用を放棄するためには、右の法規が実質的に基本法の法定するところと一致しないか、又は右の法規の決定に際して、右の法規に本質的な重要性があると明らかに解さなければならない立法手続に関する基本法又は議会法が明確に法定しているところを明白かつ直接的に無視していることが必要になる。」⁽⁵⁴⁾ こうして、事後審査権は、司法及び公行政の執行として法的規則を適用するすべての機関に属するべきであるとされ、通常法律は基本法の規定に「明らかに違反する」⁽⁵⁵⁾ 場合これを排除できるとされた。

以上法令の事前審査及び事後審査に関する制度の展開と、前者について重要性原理、後者について明白性原理の内容を明らかにしたが、今回の改正では、事後審査については具体的な訴訟事件又は行政事件において個別的に裁判所及びその他の公的機関がこれを行うことを明示するが、いわゆる明白性原理は採用していない。⁽⁵⁷⁾ また、事前審査については立法顧問院を強化し、政府又は議会法の指示するところに従い議会の委員会は、立法顧問院より意見を取得すると現在形で規定して、意見取得を当然のこととしている。⁽⁵⁸⁾ そして、重要性原理に関する動議は採択されなかった。

この事態をもたらしたのは、欧州人権条約と欧州連合加

入である。前述のように、スウェーデンは一九九五年に欧州人権条約に国内法と同じ法律的効力をもつようにしたが、スウェーデンはこれより以前同条約の成立の初期の段階からその制定に関与しており、制定後もその発展に寄与している。欧州人権条約は、国連の人権宣言が抽象的であるのに対して、侵害された人権の救済を具体的に実現する意図を含んでいる。そのために欧州人権裁判所が設立されている。この裁判所に救済を求める訴訟は年々その数を増しているとされる。法技術的には、国民の自由及び権利の保障は統治組織法も定めていることであり、欧州人権条約を国内法にすると、二重規範の状態が生じる。そこで、同条約を一般の法律として導入し、基本法とは異なったものとし、また欧州人権条約を国内法にすると、その後に制定される国内法が条約に優先することになるので、その解決策として条約の内容に反する立法を不可能とすることを基本法に規定する。こうした議論を経て、今回の改正が行われた。⁽⁶⁰⁾

規範統制に関連して、上述した明白性原理と重要性原理はともに採用されなかったが、国民主権及び法治主義という統治組織法一章に定める基本的な原理から、明白性原理については、一方に政治的決定権が国民の選出した議会から裁判所に移るという危険と、他方統治組織法二章の自由

及び人権の保全にかかる規定の裁判所による引用が不可能になることよって、右の保全が弱まるという危険とを回避することが挙げられ、事後審査についてこの原理を排除することを基本法調査会は提案している。⁽⁶¹⁾ また、重要性原理については、立法顧問院による事前審査を義務化し、特定の法律のみを重視する姿勢を排し、原則的にすべての法律案について立法顧問院の審査を行うことが重要であるとされた。同時にコミュニケーションへの義務賦課を内容とする法律も事前審査の対象に含めることが提案されている。⁽⁶²⁾ この関連で、いわゆる憲法裁判所の制度化は否定された。⁽⁶³⁾

四 コミュニンについて

コミュニケーションに関する章を設ける理由として、政府提出法律案は、「コミュニケーションに関する状況及びコミュニケーションに特殊な状況」について統治組織法に規定を置く必要性を述べている。⁽⁶⁴⁾ その理由はコミュニケーションの自治支配がスウェーデンの中心的地位を占め、民主主義体制の重要な一部をなしていることである。統治組織法の規定からは、スウェーデンの国民支配は、代表的及び議会的民主主義並びにコミュニケーションの自治支配を通して現実化するのである。基本法調査会は、

コミュニケーションとランズティングコミュニケーションの地位について新たな章を統治組織法に設けることによってコミュニケーション自治支配の重要性を際立たせ、そして、章の位置は国家に関わる規則の後に置くことを提案している。コミュニケーションに関する規定は、前統治組織法では一章に置かれていたが、今回の改正では、同じく一章に規定を置くと同時に、上記のようにその重要性から独立した一章が一四章としてあてられている。

コミュニケーションは、スウェーデン教会の教区にその起源がある。⁽⁶⁷⁾よく知られているようにスウェーデンは、ゲスタフ・ヴァサの時代の宗教改革により、ルーテル派のキリスト教を国教とするキリスト教国であった。国全体に、教区ごとに教会が存在し、各教区がそれ自身ひとつの行政単位でもあった。教区は、長期にわたって教区内の案件について自ら決定する自治権を有していた。⁽⁶⁸⁾コミュニケーションの語が初めて使用されたのは、一八六二年といわれ、この年に国王の勅令によって各教区にコミュニケーションという行政単位がいわば設置された。

国の各教区は、個別のコミュニケーションを構成する。その構成員は自ら、この勅令が細かく規定するところに従って、その共通の秩序及び経済案件について、その処理が公の

役所に属しない限り、それらの案件を世話することができ。

教会の案件の処理並びに国民学校に関する事案については、別に法定される。

これは、一八六二年の勅令「国内のコミュニケーション支配に関する勅令」⁽⁶⁹⁾の冒頭の規定である。以降、コミュニケーションに関する事項はコミュニケーション法に規定されるようになり、コミュニケーションには自治が認められてきた。⁽⁷⁰⁾

このことを裏付けるように、一九七四年統治組織法においてはコミュニケーション自治がスウェーデン民主主義の基礎を構成していることが規定されている。しかし、法的拘束力をもつコミュニケーション自治の定義は存在しないとされ、基本法調査会の答申には、コミュニケーション自治の内容は時代により異なった様相を示しているとの一九七四年法の立法資料の記述が引用されている。その資料にはまた、コミュニケーション自治支配をめぐって確定的で正確な境界を統治組織法の中に引くことは適当でも可能でもなく、かつ、相当広範囲にわたる国とコミュニケーション間の業務及び権限の分配は社会の発展とともに変化し得るものであることが述べられている。⁽⁷¹⁾

本来、コミュニケーションには国家体制とは異なった制度を採用することが許されており、統治組織法に規定を置くことは、

地方自治が国家統制に服する意味合いが認められ、これはスウェーデン国民には容易に受け入れられないことである。かつてコミューンの行政に対するオンブズマンの監督は制限されていた⁽⁷⁴⁾。また、社会サービス法は枠組法(ramslag)として制定され、目的と法的な枠のみを法律が定め、実質的内容はコミューンに任されている⁽⁷⁵⁾。これらの点で地方自治の意味がわが国とは異なることを強調しておきたい。

地方自治に関しては、欧州地方自治憲章に触れる必要がある。これは、地方レベルでの欧州各国の協力関係に関わるもので、欧州全体の地方自治を発展させることを意図する。その前提は、地方分権的な決定が民主主義の必須の根拠であること及び住民の公的案件への参加にとり重要な意義をもつことである。同憲章には、国と地方自治体との関係に関する基本原則が掲げられ、コミューン自治の法的な規制、コミューンの区画の保全、コミューン行政の構造、国の監督及びコミューンの経済資源の問題が扱われている。同憲章をスウェーデンが批准するためにスウェーデン法との適合が必要で、憲章の要件をスウェーデンの法律体制が充足しているとの判断がなされている⁽⁷⁷⁾。

今回の改正で問題になった事項は、コミューンがスウェーデンの国民支配の基礎であることを前提に、①一次

コミューンと地域コミューンの名称、②コミューン自治を統治組織法の中に明確に規定すること、③コミューン自治の制限のあり方、④コミューン間の税金の調整、⑤コミューンをレミス機関として認めることである。

①では、一次コミューンとランツティングコミューンという表現が前統治組織法で使用されているが、この表現は新統治組織法では、地方的レベルのコミューンと地域的レベルのコミューンという表現に換えられている⁽⁸⁰⁾。その理由は、コミューン法と統治組織法とでこれら二種類のコミューンの名称が異なっているところにある⁽⁸¹⁾。コミューンの問題を扱っている責任委員会は、この用語の相違を問題視し、共通の語を使用することと、その実態から一次コミューンとランツティングコミューンという表現を廃止して、新統治組織法の表現を用いることを提案している⁽⁸²⁾。そして、コミューン自治支配がスウェーデンの中心的地位を占め、民主主義の重要な一部をなしていることから、これに関する特別な一章を統治組織法に設け、コミューン自治支配、コミューンの課税権、コミューンの自己決定権などを新たな章に規定するとしている⁽⁸³⁾。

②は新設の一四章一条及び二条に表現されている。一四章二条は今度の改正で新設された規定である。即ち、コ

ミューンの決定権は選挙による議会により行使され、コミューン自治支配の根拠にたつてコミューンのすべての活動がなされることを明確にしている。⁽⁸⁴⁾

③は、コミューンの活動に対する国の規制について、規制を必要とする目的と均衡の取れる範囲にその制限をとどめ、コミューン自治支配を保全する必要から統治組織法に一四章三条の規定を置いている。⁽⁸⁵⁾

④はコミューンの課税権を明確に規定するとともに、他のコミューンへの費用援助の規定を設けている。コミューンの課税措置を停止させたり、上限を設けたりする規定を法律に置くことは望ましくないとし、コミューン間の経済的格差を是正するための調整措置についても一四章四条及び五条に規定を設けている。⁽⁸⁶⁾

以上は、新設の一四章「コミューン」の中に規定されている。そして、⑤については、新統治組織法七章二条に、政府案件の準備に際して、「必要とされる範囲で、コミューンからも情報及び意見を取得しなければならぬ。」という規定を新設し、いわゆるレミス手続でコミューンの意見を求めることを必要化している。⁽⁸⁷⁾

五 議会オンブズマンについて

冒頭に述べたように、筆者はスウェーデンのオンブズマンについていくつかの論文を書いている。その関連でオンブズマンについて述べておきたい。議会オンブズマンについて、新統治組織法一三章六条は、左記のように規定している。

議会は、議会の決定する規則に従つて公の活動における法律又はその他の法規の適用に対する監督を実行する一人又は複数のオンブズマン（議会オンブズマン）を選任する。オンブズマンは、右の規則に示されている事件について訴えを行うことができる。

裁判所及び行政公務所並びに国又はコミューンの公務員は、議会オンブズマンの求める情報及び意見を議会オンブズマンに提出しなければならない。オンブズマンの監督に服するその他の者も右の義務を負う。オンブズマンは、裁判所及び行政公務所の記録及び文書を利用する権利を有する。公共の検察官は、その求めによりオンブズマンを援助しなければならない。

オンブズマンに関する細則は、議会法及びその他の法

律で制定される。

これに対応する旧規定は一二章六条にあり、その一項及び三項の文言は新規定とほぼ同一であるが、二項の文言は左記のようになっていた。

議会オンブズマンは、裁判所及び行政公務所の合議又は会議に出席することができ、また、右の機関の記録及び書類を利用することができる。裁判所及び行政公務所並びに国又はコミュニケーションの公務員は、議会オンブズマンの要求する情報及び所見を議会オンブズマンに提出しなければならない。右の者以外で議会オンブズマンの監督に服する者も右の義務を負う。公共の検察官は、要求により議会オンブズマンを援助しなければならない。

この二つの規定の大きい相違は、オンブズマンが裁判所及び行政公務所の合議又は会議に出席することができるという文言が削られたことである。これについて筆者は別稿⁽⁸⁸⁾で簡単に触れているが、それに付言すると、今回の改正で上記のように司法に関する章が独立し、同時に裁判所の地位が基本法の中で強化されたことに伴い、裁判所の合議へのオンブズマン及び法務監察長官の出席権が削除されたということである。同様に、行政公務所の会議への出席権も削除されている。政府資料によると、裁判所の独立をオン

ブズマンの調査が侵してはならないことは、以前から当然のこととされ、実際にオンブズマンが合議に出席すること⁽⁸⁹⁾はなくなっていて、今回の改正は、これを明確にしたものであるという。

なお、記録へのアクセス(利用)については、憲法委員会の記録利用権の範囲の拡大が提案されており、これは議会オンブズマンのアクセスとはやや意味が異なるとして、憲法委員会の場合は *public*、オンブズマンの場合は *public*⁽⁹¹⁾ が統治組織法の規定の文言として使用され、取得するとなっていない。

結語

以上今回の統治組織法の改正について、特に章の追加、変更のあった部分を中心に筆者の手で参照し得た資料の範囲で述べてきた。総理大臣の信任投票、選挙制度、国民の自由及び権利の保全に関する諸規定等に関しては手をつけなかった。この意味では不十分といわなければならないが、ここで紹介を終えることとしたい。

一つの感想は、スウェーデンの法制度のもっている長い歴史である。法制度については、イングランド法の継続性

と大陸法の三つの R が説かれるが、スウェーデンはイングランドに似て、法制度に歴史的継続性が認められる。スウェーデン王国法典の索引でみると、最も古い法律の規定は一七三六年に遡る。更に、裁判官規則を引き合いに出せば、一五四〇年以前に遡れる。スウェーデン法を知るにはその歴史に興味をもち、理解しようとする態度が必要だと改めて感じる。

最後に、国会図書館の翻訳について感想を記しておく。この資料は、解説と翻訳からなっており、解説の部分は冒頭に年表を付して、序論、憲法の内容、憲法改正手続、結語という構成をとっている。そして、翻訳は、統治組織法のみでなく、王位継承法、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法を含む基本法（訳語はすべて著者のもの）全部を訳出しているほか、解説に A 4 判二〇頁を費やしている。著者は基本法四法をまとめて憲法と理解し、解説を加えている。

解説の内容を一覧したとき、スウェーデン憲法の特徴、人権、統治機構及び安全保障が中見出しとなっているのに気づく。そして、スウェーデン憲法の特徴は、「制限された君主制」と「行政に対する統制」に分けて記述されている。しかし、特色はこれだけなのであるかという疑問が

生じる。コミュニケーションに関しては何も述べられていない⁽⁹²⁾。この態度は、翻訳で統治組織法一章一条の訳文でコミュニケーションの語を訳さないということにつながっていると思う。次に、人権について著者は相当の力を入れて、解説を行っている。しかし、人権に関わる統治組織法の章（第二章）の標題は基本的自由及び権利である。著者は今回の改正点をどのように考えているのだろうか⁽⁹³⁾。また、人権の節の中に出版の自由に関する法律と表現の自由に関する基本法を含めている。この二つの自由に関わる法律は、人権としか関わりがないように読めてしまう。何故統治組織法の他に、出版の自由に関する法律と表現の自由に関する基本法が独立して基本法とされているのか、その理由が著者の解説からは伝わってこないように思う。統治機構については特に述べることはないように思うが、折角二〇一一年施行の新しい統治組織法を翻訳しながら、改正のポイントであった行政と司法との分離について触れるところがないのは残念である。しかも、著者は参照すべき立法資料（SOU 2008: 125）の存在を承知している⁽⁹⁴⁾。

しかし、今回の翻訳は、国会図書館内部に最新のスウェーデン基本法の翻訳が用意されたことを意味し、我々スウェーデン法研究者にとっては恐らく慶ぶべきことと思

う。ただ、これは苦言になるかもしれないが、広い視野に
たつて制度を見てほしいと思う。

末尾に、今回改まった一二、一二及び一四の三つの章の
拙訳を付して本稿を閉じたい。

- (1) 坂田仁、スウェーデン統治組織法(試訳)、法学研究
六七巻八号、一九九四年。
- (2) 坂田仁、スウェーデンの議会オンブズマンについて、
人間科学論究第一八号、二〇一〇年。
- (3) 坂田仁、「議会オンブズマン―法律の番人」を読む、
人間科学論究第一九号、二〇一一年。
- (4) 同右、人間科学論究第一九号七六―七頁参照。
- (5) 山岡規雄、スウェーデン憲法、国立国会図書館調査及
び立法考査局基本情報シリーズ⑦、各国憲法集(一)、二〇
一二年。
- (6) Regeringsform を英語に直すと、Form of Govern-
ment となる。この英語表現は、ペン(William Penn,
1644-1718)の制定した、ペンシルヴァニア州の政体書
(Frame of Government)を連想させる。
- (7) Inger, Göran, Svensk rättshistoria, 21 uppl., 1983,
s.83.
- (8) Sundberg, Halvar G.F. & Petré, Gustav, Sveriges
grundlagar och tillhörande författningar med förklarin-

gar, 11 uppl. Norstedts, 1971, s.65ff. 第一条にスウェーデ
ン王国は国王が統治すると規定され、続く規定には章別が
ない。

- (9) 議会は、貴族部会、聖職者部会、市民部会及び農民部
会より構成されていた(Inger, Op. cit. s.80-82 cf.)。こ
の構成は一九世紀まで存続し、一八六六年に廃止され、二
院制議会がそれに替わった(Inger, Op. cit. s.176)。
- (10) 坂田、前掲人間科学論究一八号五頁(注を含む)は、
間接的ではあるが、一八〇九年の統治組織法の成立事情を
明らかにしている。
- (11) 坂田、前掲人間科学論究一八号九頁注15及び16参照。
一八〇九年三月国王グスタフ四世の逮捕(革命ともクーデ
ターともいわれる)後、カール公爵が一時的に摂政として
権力を握り、迅速な立法が図られた。カール公爵はグスタ
フ四世の統治組織法と新たな改正案の二者択一を諸身分に
求めたが、諸身分はこれを拒否し、議会が新たな基本法制
定権を獲得した。そして、グスタフ四世の退位と諸身分に
よる新たな統治組織法が定まるまでカール公爵が摂政にと
どまることになった。諸身分は、議会内部に初めて憲法委
員会を組織し、ここに新しい統治組織法の制定を任せた。
この委員会の委員長が初代の議会オンブズマンのマンネル
ハイムである。
- (12) Dir. 2004:96. En samlade översyn av regeringsformen.

- りの指示は、SOU 2008:125, En reformerad grundlag, ss.833-833 に採録されている。
- (13) Dir. 2004:96, SOU 2008:125, s.833.
- (14) SOU 2008:125, s.3.
- (15) Dir. 2004:96, SOU 2008:125, s.833 及び ss.841-852.
- (16) Dir. 2004:96, SOU 2008:125, ss.833f.
- (17) Dir. 2004:96, SOU 2008:125, s.852. への最終答申は、SOU 2007:10, Hållbar samhällsorganisation med utvecklingskraft として公刊されている。
- (18) 以上の領域の記述は、SOU 2008:125, ss.7-18 (目次) にある。
- (19) Prop. 2009/10:80, En reformerad grundlag.
- (20) Prop. 2009/10:80, s.8.
- (21) Svensk juristtidning(SvJT) 95, 2010, s.771.
- (22) Prop. 2009/10:80, ss.83-85.
- (23) Prop. 2009/10:80, s.84. 以下 SOU 1963:17, s.43 からの引用として、基本法は、一般的な興味をもつ国民が容易に読み、かつその主要部分を理解できるように書かれることが望ましい旨が述べられている。
- (24) Prop. 2009/10:80, s.84.
- (25) 筆者の質問に対する二〇〇八年六月一六日付の国語局 (Språkrådet) からの回答。
- (26) Svensk förtäringssamling, 1845, Nr.23, ss.7-8.
- (27) Sundberg et al., Op. cit., ss.27-29.
- (28) 萩原金美、スウェーデンの司法、弘文堂、一九八六年、四頁。
- (29) 萩原、前掲書五頁。
- (30) 萩原、前掲書五〇六頁。園部逸夫・枝根茂、オンブズマン法、弘文堂、一九九三年、一二四頁参照。
- (31) Riksdag & Departement (R&D), Nr.15, 1995, s.18.
- (32) 人間の基本的権利及び自由の保全に関する欧州条約に関する法律 (Lag (1994:1219) om den europeiska konventionen angående skydd för de mänskliga rättigheterna och de grundläggande friheterna)。
- (33) Prop. 2009/10:80, s.119, SOU 2008:125, ss.345-347.
- (34) Prop. 2009/10:80, s.120, SOU 2008:125, ss.347-349.
- (35) 統治組織法一章一条以下の Regeringsrätten (Högsta förvaltningsdomstolen) の通常行政裁判所法の改正 (SFS2009:773) による改称である。
- (36) への語は Dir. 2004:96, SOU 2008:125, s.851 に “normkontroll genom lagprövning” として使われている。
- (37) SOU 2008:125, s.357, Bernitz, Ulf et al. Finna rätt, 9 uppl., Norstedts, 2006, ss.46-48 cf.
- (38) Dir. 2004:96, SOU 2008:125, s.851.
- (39) SOU 2008:125, s.357, 新統治組織法一章一九条、前統

統治組織法第二章二三条は同条約を国内法としている。前掲注

(32) 参照。

(40) SÖU 2008:125, s.357. 前掲注(31)参照。

(41) SÖU 2008:125, s.358, Prop. 2009/10:80, ss.141f.

(42) Sveriges Rikes Lag gillad och anlagen på år 1734, Stockholm, 1780 年 Rättshistoriskt bibliotek, 37 bd. へ引用復刻されてくる。

(43) Op. cit. bibliotek 37 bd., Friedlch. L. S. の布告文の三頁目。Halvar G.F. et al. Op. cit., ss.110f.

(44) 統治組織法(1809) 八七条。Op. cit. Svensk författings=samling, 1845, Nr.23, ss.28f. Halvar G.F. et al., Op. cit., s.32. SÖU 2008:125, s.360.

(45) Halvar G.F. et al., Op. cit., ss.31f.

(46) 前統治組織法八章一八条一項。SÖU 2008:125, s.359, 以下これによる。なお、義務的審査が廃止されたのは一九七一年である(SÖU 2008:125, s.360)。

(47) 「立法顧問院の意見は、国会が出版の自由もしくはそれに対応するラジオ、テレビジョンなどの設備、及びその他の技術的録取物により自らを表現する自由に関する基本法、公共の文書記録を取得する権利の制限に関する法律、統治組織法第二章第三条第二項(プライバシーの保全)、第一二条第一項(一定の権利及び自由の制限)、第一七条ないし第一九条(労働者及び使用者の争議権・財産権・著

作権に関わる)もしくは第二二条第二項(外国人の権利及び自由の保全に関わる)に掲げる法律もしくは右の法律を改正もしくは廃止する法律、コミュニケーションの租税に関する法律、本章第二条(意見表明を強制されることからの自由等)もしくは第三条に掲げる法律(政治的見解のみに基づいた個人の公共登録に関わる)、又は、個人もしくは公共の観点から当該法律が重要な場合には、第一章に掲げる法律(裁判に関わる法律)を議決する以前にこれを取得するものとする。」と八章一八条二項は立法顧問院の法令審査が必要な場合を規定していた。(カッコ内は、正確ではなく、筆者の注記)

(48) Prop. 2009/10:80, s.143.

(49) SÖU 2008:125, s.360f. 立法顧問院からの意見取得を必要とするか裁量的にするかの議論の経過が SÖU 2008:125, ss.360-364 に詳述されているが、省略する。

(50) SÖU 2008:125, ss.364ff. 以下これによる。

(51) 「上位であれ下位であれ裁判官職の法服を着る者、並びに前条に掲げる者以外の公務員は、裁判所の捜査又は判決による場合を除き、自ら保持している国王への奉仕から自らの申請によらずに他の職務へ移ることを求められ又は移されることはなく。」(Op. cit. Svensk författings=samling, 1845, Nr.23, s.12.) 後の改正(一九六五年)では、「(一項)裁判官に任命された者は、公訴の後に裁判所によ

- り、又は年金受給に伴う解職の決定によってのみその職を解くことができる。但し、組織上の理由により必要な場合、他の同順位の裁判官職に補職することができる。／(二項)その他、国家公務員の法的地位に関する規定は第八七条第一項に定める手続で立法された法律でこれを置く。」
- (Halvar G.F. et al., Op. cit. s.47.)
- (52) 統治組織法 (1809) 八七条。注(44)参照。
- (53) SÖU 2008: 125, ss.365-370.
- (54) SÖU 2008: 125, s.370.
- (55) 明白性原理。Prop. 2009/10:80, s.145.
- (56) 統治組織法一章二四条及び同一一章一〇条参照。どちらにも明白性原理を示す文言はない。
- (57) Prop. 2009/10:80 ss.143f., Do. ss.146-148. 欧州人権条約が国内法に優先すること(統治組織法二章一九条)などから明白性の判断が極めて困難になっていることが大きい理由である。
- (58) 新統治組織法八章二一条一項。同条二項は、調査を必須とする法律群を規定する。この規定は、これに対応する前統治組織法八章一八条(注(47)参照)を大筋で引継いでいる。重要性原理については憲法委員会の報告書(2009/10: KUI9, ss.38f.)を参照。
- (59) SÖU 2008: 125, ss.393ff. 注(32)参照。
- (60) SÖU 2008: 125, ss.363ff.
- (61) SÖU 2008: 125, ss.375f.
- (62) SÖU 2008: 125, ss.379ff. 欧州人権条約との整合性が明白性原理により無視される危険が指摘されている (Do. s.381.)。
- (63) SÖU 2008: 125, ss.377ff.
- (64) SÖU 2008: 125, s.378.
- (65) SÖU 2008: 125, s.373.
- (66) Prop. 2009/10:80, s.208.
- (67) Svenska institutet, Fact Sheets on Sweden, 「スウェーデンの地方自治」, Svenska institutet, 1976 参照。
- (68) Inger, Op. cit., ss.83-85, ss.139f.
- (69) Kongl. Maj:ts nädiga Förordning om Kommunalstyrelse på landet; given Stockholm Slott den 21 Mars 1862.
- (70) Inger, Op. cit., ss.191ff. Holmberg, Erik & Stjernquist, Nils, Vår författning, 8 uppl., 1992, ss.52ff.
- (71) Prop. 1973: 90, s.190.
- (72) この文段の記述は、SÖU 2008: 125, ss.531f. による。
- (73) ロンヌーノ自治については、文献が古いが、Andersson, Ingvar, Introduction to Sweden, 2nd Ed., Svenska institutet, 1950, pp.165-167 cf.
- (74) Instruktion för riksdagens ombudsman, 29, december 1967, 38 cf. Op. cit. Sundberg et al., ss. B86f.

- (75) Socialtjänsten, SoU 1979/80:44, ss.15ff. cf.
 - (76) European Charter of Local Self-government, ETS (European Treaty Series) No. 122, Strasbourg, 15.X.1985, スウェーデン語では Europeiska konventionen om kommunal självstyrelse.
 - (77) SOU 2008: 125, ss.533f. 中の記載は、憲章の前文と八条からなる条項と一致している。
 - (78) Prop. 2009/10: 80, ss.208-216. 以下に同じ。
 - (79) 前統治組織法一章七条。
 - (80) 新統治組織法一章七条。
 - (81) 前統治組織法では primär kommun 及び landstingskommun。ローション法では現在も kommun 及び landsting である。
 - (82) SOU 2008: 125, ss.543f., SOU 2007: 10, ss.276f. Prop. 2009/10: 90, ss.208f.
 - (83) SOU 2008: 125, ss.536f., ss.542f.
 - (84) SOU 2008: 125, ss.537, Prop. 2009/10: 80, ss.295f.
 - (85) SOU 2008: 125, ss.538f. Prop. 2009/10: 80, s.212, s.296.
 - (86) SOU 2008: 125, ss.534f. Prop. 2009/10: 80, ss.213ff. s.296.
 - (87) Prop. 2009/10: 80, ss.215f.
 - (88) 坂田、前掲人間科学論究一九号六八頁参照。
 - (89) SOU 2008: 125, ss.315f. Prop. 2009/10: 80, s.129, ss.803f.
 - (90) Prop. 2009/10: 80, ss.113-115, s.293.
 - (91) inhämta (取得する) は情報、意見及び議会の承認を得る場合に使用されており、記録については使用されていない。
 - (92) 山岡、前掲一四頁注三八参照。
 - (93) 新統治組織法二章六条二項及び経過規定の二を参照。
 - (94) 山岡、前掲二頁注二参照。
- 付録
- 統治組織法(一九七四年法律第一五二号、二〇一一年法律第一〇九号として再印刷・二〇一一年一月一日現在の正文)抄訳
- 第一章 司法
- 裁判所
- 第一条 最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所は、通常裁判所である。行政最高裁判所、行政高等裁判所及び行政地方裁判所は、通常行政裁判所である。最高裁判所、高等裁判所、行政最高裁判所及び行政高等裁判所により訴訟事件の審理を受ける権利は、法律によりこれを制限することができる。
- その他の裁判所は、法律に基づいてこれを置く。第二章

第一条第一項に一定の場合における裁判所の設立を禁止する規定を置く。

最高裁判所及び行政最高裁判所においては、いずれかの裁判所において正規裁判官である者又はあつた者のみがある構成員として職務を行うことができる。その他の裁判所には正規裁判官を置かなければならない。但し、ある一定の単数又は複数の群に属する訴訟事件の処理のために設立された裁判所に関しては、法律でこの例外を設けることができる。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第二条 本統治組織法に述べる以外の側面における、裁判所の司法事務、その組織の主要部分及び訴訟手続に関する規定は、法律でこれを制定する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

司法の独立

第三条 いかなる公務所も、議会も、個別の事件において裁判所がどのように判決し又はどのように法規則を適用すべきかを規定することはできない。それ以外のいかなる公務所も裁判事務を個々の裁判官に配点する方法を規定することはできない。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第四条 司法事務は、法律に基づかなければ、基本法又は議会法より生じる程度を超えて、議会がこれを遂行してはならない。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第五条 個人間の法的争訟は、法律に基づかないで、裁判所

以外の公務所がこれを裁判することはできない。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

正規裁判官の任命

第六条 正規裁判官は政府が任命する。

任命に際しては、実績及び適性など事後的根拠のみが考慮されなければならない。

正規裁判官の任命の際の根拠に関する規定は、法律でこれを制定する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

正規裁判官の法的地位

第七条 正規裁判官に任命された者は、下記の場合にのみ、その職を解くことができる。

一、罪又は重大なもしくは反復された職務上の義務の懈怠によつて、その職務を保持するには明らかに不適当な場合、又は

二、有効な年金年齢に達した場合、又は法律により、労働能力の喪失に基づき辞職する義務が存在する場合。

組織上の理由から必要とされる場合、正規裁判官に任命された者は、他の同順位の裁判官職に異動を受けることがあり得る。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第八条 最高裁判所又は行政最高裁判所の構成員としての職務の実行中の罪に関する公訴は、最高裁判所に提起される。

行政最高裁判所は、最高裁判所の構成員の職を解くべき

か、休職処分に付すべきか又は医師の診察を受ける義務があるかについて審理する。右の訴えが行政最高裁判所の構成員にかかる場合には、最高裁判所がこれを審理する。

第一項及び第二項による訴えは、議会オンプズマン又は法務監察長官によつて提起される。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第九条 裁判所以外の他の公務所の決定によつて、正規裁判官がその職を解かれた場合、その裁判官は、右の決定の審理を裁判所に求めることができる。右の審理には正規裁判官が加わらなければならない。正規裁判官にその職の実行につき休職処分を科し、医師の診察を受けることを義務付け又は懲戒処分を言渡した決定についても同様とする。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第一〇条 正規裁判官の法的地位に関する基本的な規定は、その他、法律でこれを制定する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

国籍の要求
第一条 正規裁判官は、スウェーデン国民でなければならない。司法事務を執行する権限に対するスウェーデン国籍の要求は、法律又は法律に示される要件に従つてのみ、これを設定することができる。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

裁判所のその他の職員

第二章 正規裁判官以外の裁判所の職員に関しては、第二章第五条ないし第七条を適用する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

再審及び満了期間の回復

第十三条 裁決された案件の再審並びに満了期間の回復は、行政最高裁判所又は、法律に示される場合には問題が政府行政裁判所又は行政公務所が最上級審である案件にかかわるとき下級行政裁判所によつて認容される。その他の場合には、再審及び満了期間の回復は、最高裁判所又は、法律に示される場合には行政裁判所ではないその他の裁判所によつて、認容される。

再審及び満了期間の回復に関する細則は法律でこれを制定する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

法律の審査

第十四条 裁判所は、ある法規が基本法又はその他の上位の基本法令の規定に違反すると認める場合には、右の法規を適用しないことができる。法定された手続が本質的部分で右の法規の制定の際に無視されていた場合も同様とする。

第一項による法律の審査に際しては、議会が国民の最高の代表者であること及び基本法が法律に優先することに留意しなければならない。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第二章 行政

国の行政組織

第一条 政府の下に、法務監察長官及び、本統治組織法又はその他の法律によつて議會に付属しないその他の国の行政公務所が付属する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

行政の独立

第二条 いかなる公務所も、また議會もコミュニケーションの議決機関も、個人もしくはコミュニケーションに対する公務所の所為にかかわる案件又は法律の適用にかかわる案件においては、個別的な事件で行政公務所がどのように決定すべきかを規定することはできない。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第三条 行政事務は、基本法又は議會法に従うところを越えて、国会がこれを遂行することはできない。(二〇一〇年

法律第一四〇八号)

行政事務の移転

第四条 行政事務は、これをコミュニケーションに移転することができる。

行政事務は、これを他の法人又は個人に移転することができる。右の事務が公務所の所為を内容とする場合、移転は、法律に基づいてのみこれを行うことができる。(二〇

一〇年法律第一四〇八号)

国家公務員に関する特別規定

第五条 政府に付属する行政公務所の労働者は、政府又は政府の規定する公務所に雇用される。

国への雇用の決定に際しては、実績及び適性など事実に根拠のみが考慮されなければならない。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第六条 議會オンブズマン及び会計検査官はスウェーデン国民でなければならない。法務監察長官についても同様とする。国又はコミュニケーションにおける職位を保持し、任務を実行する権限に対するスウェーデン国籍の要求は、法律又は法律に示される要件に従つてのみ、これを設定することができる。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第七条 本統治組織法で述べる以外の側面における国家公務員の法的地位に関する基本的規定は、法律でこれを制定する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

免除及び恩赦

第八条 政府は、政令による法規又は政府の決定に基づいて制定された規定の例外を承認することができる。但し、法律又は支出予算額に関する決議より別段の結果の生じる場合を除く。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第九条 政府は、恩赦により罪の制裁又はその他の罪の法律効果を放棄し又は軽減し、並びに個人の人身又は財産に関し、かつ公務所によつて決定された同様な介入を放棄し又は軽減することができる。

正当な理由が存するとき、政府は、犯罪的行為を捜査し司法処理するために、更に措置を執ることをしない旨決定

することができる。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

法律の審査

第二〇条 公的機関は、ある法規が基本法又はその他の上位の法令の規定に違反すると認める場合には、右の法規を適用しないことができる。法定された手続が本質的部分で、右の規定の制定の際に無視されていた場合も同様とする。

第一項による法律の審査に際しては、議会が国民の最高の代表者であること及び基本法が法律に優先することに留意しなければならない。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第十四章 コミューン

第一条 コミューンの決議権は、選出された会議がこれを実行する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第二条 コミューンは、コミュニティ及び地域の公共的利益にかかる事案を、コミュニティ自治の根拠に基づいて処理する。これに関する細則は、法律でこれを置く。同一の根拠に基づいて、コミュニティは、法律に規定されるその他の事案も処理する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第三条 コミューン自治支配の制限は、コミュニティ自治支配を導いた目的にてらして必要なところを越えてはならないものとする。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第四条 コミューンは、その事案の処理のために税金を徴収することができる。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第五条 コミューンには、同様な価値のある経済的前提を達

成するために必要な場合、法律により、他のコミュニティの事案の費用を援助する義務を負わせることができる。(二〇一〇年法律第一四〇八号)

第六条 王国のコミュニティへの区割りの変更の根拠に関する

法規は、法律でこれを制定する。(二〇一〇年法律第一四〇八号)